第1回

愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議 資料

資料1	愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議の設置について	p.1
	愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議設置要 綱(案)	p.2
	愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議の傍聴 に関する要領(案)	p.4
資料2	自転車が関わる交通事故の現状等について	p.8
	当事者別死者数の構成率の推移(H27~R1)等	p.12
	愛知県自転車活用推進計画の概要	p.14
資料3	自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策について	p.18
	自転車が関わる交通事故を防止するために県がすべきこと、及び各主 体に期待する行動	p.19
		L

愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議の設置について

1 設置趣旨

県内の交通事故の現状や自転車の安全利用に関する県民意識の変化等を踏まえ、自転車が関わる交通事故を防止するため、新たな条例も視野に入れた自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策について幅広く意見を聴取する「愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議」(以下、「検討会議」という。)を設置する。

2 検討会議設置要綱案(p.2)及び傍聴要領案(p.4)

- ・ 会議は公開で行う。(記者及び傍聴の受け入れ、資料及び議事録の Web 公開)
- ・ 座長の互選

愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議設置要綱(案)

(目的)

第1条 愛知県内における自転車が関わる交通事故の防止に向けた対策のあり方を 検討するため、愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議(以下「会 議」という。)を設置する。

(所掌)

- 第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議する。
 - (1) 愛知県内における自転車が関連する交通事故防止対策に関すること
 - (2) 自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に関すること

(組織)

- 第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、依頼の日から令和3年3月31日までとする。
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、会議を総括し、進行する。
- 5 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(公開)

- 第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該 当する場合は、この限りでない。
 - (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19条)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生じると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 会議等の傍聴方法については、別に定める。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月 日から施行する。

別表 愛知県自転車の安全で適正な利用に関する検討会議 委員名簿(10名) (敬称略)

区分	組織名・団体名	職名	氏名
有識者	大同大学	教授	嶋 田 喜 昭
有識者	名古屋工業大学	准教授	が まこう じ
自転車利用者	特定非営利活動法人 市民・自転車フォーラム	理事長	* 村雄 二
交通安全教育	交通教育 NPO OSCN じてんしゃスクール	代 表	かた やま のぼる 片 山 昇
自転車販売	愛知県 自転車モーター商協同組合	理事長	高野守夫
自転車保険	一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会	事務局長	加賀都夫
交通安全推進	一般財団法人 愛知県交通安全協会	常務理事兼 交通安全部長	伊藤清美
規制・取締り	愛知県警察交通部交通総務課	参事官兼 交通総務課長	で とう さと し
学校教育	愛知県教育委員会保健体育課	課長	岩田政久
自転車通行空間整備	愛知県建設局道路維持課	担当課長	ニノ宮 明 彦

愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議の傍聴に関する要領(案)

1 傍聴人の決定

会議の傍聴人は、座長が決定する。

2 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は10人とする。

ただし、感染症防止対策等により十分な場所が確保できない場合はこの限りでない。

3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、座長あての会議傍聴申込書(様式1)により、事務局(愛知県 防災安全局県民安全課)へ申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。

4 定員を超えた場合の取扱い

締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証(様式2)、傍聴人心得(別紙)及び会議資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を携帯して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

6 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって座長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

7 傍聴人の遵守すべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、サングラス、コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、 座長が許可した場合は、この限りではない。

- (3) 携帯電話、タブレット等の通信機器については、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 議場における言論に対し、批評を加え又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

8 写真、動画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。

9 座長の指示

座長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行う ことができるものとし、傍聴人がこの要領又は座長の指示に従わないときは、当該傍聴 者の退場を命ずることができるものとする。

附則

この要領は、令和2年7月 日から施行する。

会議傍聴申込書

年 月 日

愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議座長 殿

本日開催される愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議の傍聴を申し込みます。

申込者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生(歳)

様式2

番号			
愛知県自転車の	安全で適正な	利用の促進に	関する検討会議
	傍耶	恵証	
	年	月	日限り
			·
		đ	愛知県

傍 聴 人 心 得

会議の傍聴をされる方は、次の事項を遵守してください。

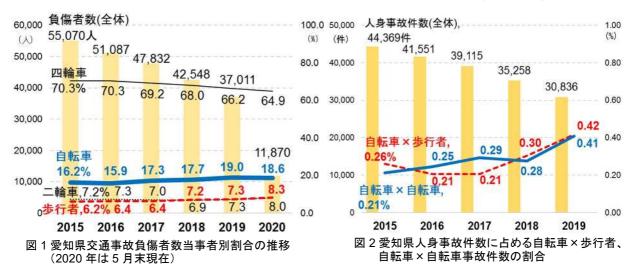
- 傍聴証は携帯してください。
 なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返しください。
- 2 開会前に議場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、サングラス、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 携帯電話、タブレット等の通信機器については、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 議場における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕等を掲げる などの示威的行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を遵守しない場合、又は座長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

自転車が関わる交通事故の現状等について

1 愛知県の交通事故の現状

- ・交通事故負傷者数に占める自転車及び歩行者の割合は増加傾向。(図1)
- ・人身事故件数に占める自転車×歩行者、自転車×自転車の割合は増加傾向。(図2)



・県内の年齢別の人口比に比べ、自転車の負傷者は 16 歳~24 歳の若者の割合が多く、自転車の死者は 65 歳以上の高齢者の割合が多い。(図3)



図3愛知県の年齢別人口の割合(2020.1.1 現在)と愛知県交通事故自転車・負傷者及び自転車・死者の年齢別割合(2019)

・自転車の負傷者数(2015~2019 年)を年齢別・時間帯で比べると、6~12 歳は 15~17 時が多く、13~15 歳及び 16~19 歳は 7~8 時が特に多く 16~18 時も多い。70~79 歳は 9~11 時が多い。(図 4)(参考資料 p.2~3)

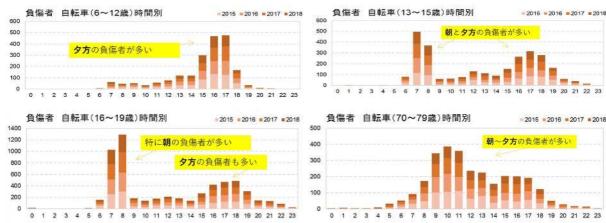


図 4 愛知県交通事故自転車・負傷者数(年齢別・時間帯別)の比較(2015~2018年)

・自転車の死数(2015~2019 年)を年齢別・時間帯で比べると、60 歳以上から死者数が多くなり、70~79 歳では 10 時台と 18 時台が多く、80 歳以上は 10 時台が最も多い。(図 5)(参考資料 p.2~3)



図5愛知県交通事故自転車・死者数(年齢別・時間帯別)の比較(2015~2018年)

・主要損傷部位別では、自転車死者の66.7%は頭部を損傷。(頭部の保護が重要)(図6)



図6愛知県交通事故の主要損傷部位別の割合(2018年)

・自転車事故で他人の生命や身体を害した場合、多額の損害賠償を命じられる判決事例あり。 <自転車での加害事故例>

判決許容額※	事故の概要
9,521 万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)。
9,266 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った (東京地方裁判所 平成 20(2008)年 6月 5 日判決)。
6,779 万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した(東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)。

[※]判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上 訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

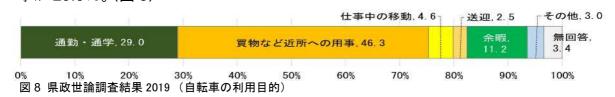
(日本損害保険協会 Web ページ「知っていますか?自転車事故の実態と備え」より引用)

2 県政世論調査結果(自転車の安全利用について)

・ 県政世論調査回答者のち自転車利用者は 39%であることから、県民の約 4 割が自転車 を利用していると推測される。(図 7)

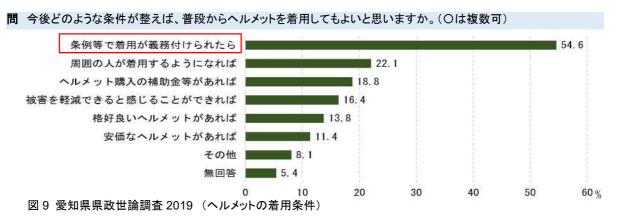


・ 自転車利用者の自転車の主な利用目的は、買物など近所への用事が 46.3%、通勤・通 学が 29.0%。(図 8)



(1) ヘルメットの着用

- ・県内の自転車利用者のうち94%がヘルメットを着用していないと回答。
- ・ヘルメットの着用条件では「条例等で着用が義務付けられたら」が 54.6%で最も多い。 (図 9)



(2) 自転車損害賠償責任保険等の加入

- ・自転車損害賠償責任保険等(以下「自転車保険等」)の加入は 36.7%、未加入は 37.3%。
- ・自転車保険等の加入について、51.2%が「義務付けるべき」と回答し、前回調査時(2015) 41.3%から 9.9 ポイント増加。また、35.5%が「保険加入は必要と思うが、義務付けるまでもない」と回答し、前回調査時(2015) 52.5%から 17 ポイント減少。(図 10)

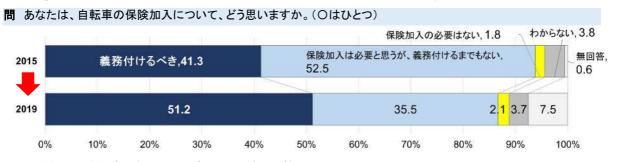


図 10 愛知県県政世論調査 2015 及び 2019 の結果比較

3 国・他自治体等の状況

(1) 国の動向

- 内閣 ・交通安全対策基本法に基づく第10次交通安全基本計画を2016年3月に策定。
- № 2015年6月~危険行為を反復した自転車運転者に自転車運転者講習受講義務。
 - |・2020年6月30日~「あおり運転」厳罰化に伴い危険行為に「妨害運転」を追加。
 - ・ 自転車活用推進法(2017 年 5 月)、自転車活用推進計画(2018 年 6 月)に基づき、地方公 ★ 共団体に条例等による自転車保険等への加入促進を図るよう要請。
 - ├ 2019 年 2 月には技術的助言として、地方公共団体に標準条例等を送付。
 - ・2020 年 6 月に各都道府県・政令指定都市の長に、新型コロナウイルス感染症対策のため、 管内の自転車通学・通勤を推進するよう要請。

(2) 他都道府県の動向 (参考資料 p.13)

・2007 年に京都府が都道府県としては初めて自転車の安全利用に関する条例を制定して以来、全国 26 都道府県が制定。(2020 年 6 月末現在)

(3) 県内市町村の状況 (参考資料 p.14)

・2016年に知多市が自転車の安全利用に関する条例を制定して以来、10市町が制定。

4 本県の状況

(1) 自転車の安全利用の促進に関する条例・計画等

- ・2014年10月に、交通安全の基本理念を掲げた愛知県交通安全条例を制定。
- ・国の交通安全基本計画に基づき、2016年6月に第10次愛知県交通安全計画を策定。
- ・毎年度、交通安全実施計画を定め、関係機関との連携を図りながら、自転車の安全利用 を含む各種施策を推進。
- ·2020年2月に、愛知県自転車活用推進計画を策定。(p.14)
- ・自転車保険等の加入促進を含む自転車の安全利用の促進に関する条例は未制定。

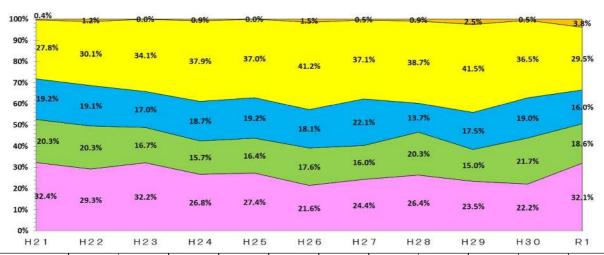
(2) 自転車の安全利用の促進に関する施策

- ・各季の交通安全県民運動(春、夏、秋、年末の年4回)を通じた啓発活動
- ・「自転車シミュレータ」を活用した自転車安全利用出張講座による交通安全教育 (県内市町村や小中学校、民間企業等の要請に応じて実施。)
- ・交通安全 DVD 等の無料貸出(主に企業の交通安全教育での利用が多い。)
- ・Webページやリーフレットにて交通ルール等を周知

当事者別死者数の構成率の推移(H21~R1)

- 全死者数に占める歩行者死者の割合が平成21年以来3割を下回った。
- 四輪車死者の割合は平成23年以来3割を超える。
- 二輪車及び自転車死者の割合は横ばいで推移している。

当事者別 交通事故死者数の推移 □四輪車 □二輪車 □自転車 □歩行者 ■その他



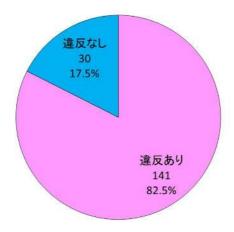
	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
四輪車	32.4%	29. 3%	32. 2%	26.8%	27.4%	21.6%	24.4%	26.4%	23. 5%	22. 2%	32. 1%
二輪車	20.3%	20. 3%	16. 7%	15.7%	16.4%	17.6%	16.0%	20.3%	15.0%	21.7%	18.6%
自転車	19.2%	19. 1%	17.0%	18.7%	19.2%	18.1%	22.1%	13.7%	17. 5%	19.0%	16.0%
歩行者	27.8%	30. 1%	34.1%	37. 9%	37.0%	41.2%	37.1%	38.7%	41.5%	36. 5%	29. 5%
その他	0.4%	1. 2%	0.0%	0.9%	0.0%	1.5%	0.5%	0.9%	2. 5%	0.5%	3.8%

過去5年の自転車死者の法令違反の有無(H27~R1)

● 自転車死者の法令違反有りの割合は、約8割(82.5%)であり、高齢者ではさらに高く約 9割(87.7%)を占める。

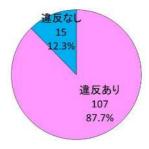
過去5年(H27~R1) 自転車死者の法令違反の状況

全年齢層(死者数172人)

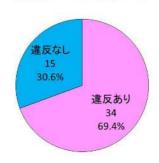


死者数	全年齢層	高齢者	高齢者以外
違反あり	141	107	34
違反なし	30	15	15
第3当事者、同乗者等	1	0	1
総計	172	122	50

高齡者(死者数122人)



高齡者以外(死者数50人)



過去5年の自転車死者のヘルメット着用状況(H27~R1)

- 自転車死者の9割以上(97.7%)がヘルメット非着用
- 負傷主部位は、頭部が約7割(67.4%)

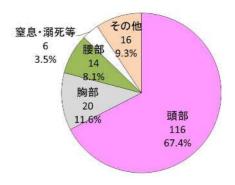
過去5年(H27~R1) 自転車死者のヘルメット 着用状況等

全年齢層(死者総数172人)

負傷主部位(死者総数172人)



	全年齢層	うち高齢者
着用	4	0
非着用	168	122
着用率	2.3%	0.0%
死者数	172	122



負傷主部位	死者数	構成率
頭部	116	67. 4%
胸部	20	11.6%
腰部	14	8.1%
窒息・溺死等	6	3.5%
頚部	5	2.9%
全損	5	2.9%
腹部	2	1.2%
脚部	2	1.2%
顔部	1	0.6%
背部	1	0.6%
総計	172	100.0%

愛知県自転車活用推進計画の概要

1. 自転車活用推進計画について

計画策定の趣旨

- 2017 年 5 月に「自転車活用推進法」が施行され、国は 2018 年 6 月に自転車活用推進に関する基本計画として、2020 年度を目標年次とした「自転車活用推進計画」を策定した。
- このような国の動きを踏まえ、愛知県の実情に応じた自転車活用推進に関する施策を定めることを目的として、本計画を策定する。

〈国の上位計画・手引き等〉

計画の位置づけ

愛知県の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として位置付ける。「都市環境」「健康」「観光」「安全」に関する関連計画と相互に連携することで本計画の目的達成を目指していく。

計画期間

第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名 古屋) を見据え、<u>2026 年度まで</u>とする。 また、計画期間の中間となる 2022 年に 見直しを行う。

2. 基本理念と計画目標

基本理念

元気と暮らしやすさを育む 安全で快適な自転車利用の推進

〇自転車活用推進計画(2018年6月) 〇地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)(2018年8月) 〇安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(2016年7月) 〈県の関連計画〉 総計 あいちビジョン2020 ・2020年までに取り組むべき重点的な戦略、県内各地域の取り組み方向 都市計画区域マスタープラン/あいちの都市づくりビジョン 難らしやすさを支える集約型都市構造への転換自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進 環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進 都市環 あいち地球温暖化防止戦略 2030 連携 環境負荷の低い交通・連縮への転換を促進 あいち自動車環境戦略 2020 ・ 造んだ空気の中で安心して生活できる社会・ 遠嶋負荷の少ないスマートな交通システムを実現する社会 知 県自 あいち公共交通ビジョン ・「集約型まちづくり」を支える交通体系の構築 • 「環境首都あいち」を支える交通体系の構築 転車活用推進計 健康日本 21 あいち新計画 (2013-2022) ・生活習慣の見直し ~生活習慣を改善し、健康 いきいきあいちスポーツプラン(改訂版)・学校と地域における子どものスポーツ機会のチャーン機会のチャーク 連携 連携 ・観光交流拠点県としての機能強化 第 10 次愛知県交通安全計画 安 愛知県交通安全実施計画 連携 全 愛知県地域防災計画

計画目標



・災害発生・避難時の交通手段要知県地域強靱化計画・国土強靱化の観点から県にお

3. 計画目標と施策

■ 4つの計画目標を踏まえた16の施策を定め、その施策実現のため、各施策の下に計画期間中に講ずる55の具体的な措置を定めた。

目標1	自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	
施策 1	自転車通行空間の計画的な整備の促進	
	- 県内市町村における自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計	(7 措置)
	画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離	
	された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。	
施策 2	違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保	
	自転車通行空間上の違法駐車取り締まりの推進等により、自転車通行	(4 措置)
	空間の確保を促進する。	
施策3	地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進	
	- 県内市町村との連携により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備	(2 措置)
	を促進する。	
施策4	環境にやさしい交通手段としての自転車の利用促進	
	環境負荷の小さな交通手段である自転車の利用を促す広報啓発を実	(1 措置)
	施する。	
施策 5	<u>シェアサイクル等の普及促進</u>	
	シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設	(5 措置)
	置促進等により、シェアサイクル等の普及を促進する。	
施策 6	生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の	
	整備	
	歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交	(3 措置)
	通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合	
	的な取組を実施する。	

【ポイント】施策1 自転車通行空間の計画的な整備の促進

- (1) 2022 年までに、自転車に関係する交通事故が 多い市町村を中心に、**自転車ネットワーク計 画策定に向けた検討を**実施し、県はその技術 支援を行う。
- ②自転車ネットワーク計画において定められた 路線を中心に**自転車通行空間整備**を推進。
- ③各市町村の自転車ネットワークの形成に合わせて、横断的な機関において**都市間の自転車ネットワーク形成に向けた検討**を実施。



- ② 自転車通行空間の整備イメージ
 - ・自転車専用通行帯の場合



① 自転車ネットワーク計画の事例 < 豊橋市自転車活用推進計画 >

日標 2 自転車を利用した健康づくりによる「健康長寿あいちの実現」 施策 7 サイクルスポーツ振興の推進 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。

施策 8 <u>自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進</u> 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進することによ (2 措置)

り、運動習慣者の増加を図り、県民の健康寿命の延伸につなげる。 施策 9 自転車通勤の促進

広報啓発により、自転車通勤等を促進する。

(1 措置)

(1 措置)

目標3 サイクルツーリズムの促進による国内外から人が訪れるあいちの実現

施策 10 国際的なサイクリング大会等の推進

関係者が連携して、2026年に開催する第20回アジア競技大会(2026/ 愛知・名古屋)において、自転車競技を実施し、サイクルスポーツの普及・振興を図る。

施策 11 世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境の創出

官民が連携した走行環境の整備や、サイクリストの受入環境の整備等により、世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

(6 措置)

(2 措置)

【ポイント】施策 10 国際的なサイクリング大会等の推進

① 2026 年に開催する第 20 回アジア競技大会(2026/愛知・名 古屋)において、自転車競技を実施する。

【ポイント】

施策 11 世界に誇り、広く利用されるサイクリング環境の創出

- ① 先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを 設定し、協議会においてサイクリストの受入環境整備、魅力 づくり、ICT を活用した情報発信を行う。
- ② 太平洋岸自転車道について、**2020 年までに路線全体を繋ぐ整備**を行うとともに、世界に誇るサイクリング環境の創出を図る。



第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋)





サイクリストの受入環境整備事例



太平洋岸自転車道において路線全体を繋ぐ整備 を行い、サイクリストの受入環境を整える。

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策 12 自転車の点検整備の促進等

安全で安心な自転車利用環境の実現に向け、自転車の点検整備の広報 (4 措置) 啓発等を推進する。

施策 13 自転車の安全利用の促進

- 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利 (12 措置) 用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用 を促進する。

施策 14 学校における交通安全教育の推進

<u>自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教</u>(3 措置) 育の開催等を推進する。

施策 15 【再掲】自転車通行空間の計画的な整備の促進

安全で安心な自転車利用環境の実現に向け、自転車通行空間の整備を (3 措置) 促進していくとともに、自転車の利便性向上を図る各種取組について検 [再掲] 討していく。

施策 16 災害時における自転車活用の推進

び害時における自転車の活用を推進することにより、危機管理体制の (2措置)強化及び地域社会の安全・安心の向上を図る。

【ポイント】 施策 13 自転車の安全利用の促進

① 「自転車安全利用五則」を活用 し、歩行者や他の車両に配慮した 通行、歩道通行時におけるルール 等、自転車の正しい乗り方に関す る普及啓発を図る。



4. 計画の進め方

計画の推進体制、フォローアップ

■ 本計画に定めた目標を達成するためには、県の関係部署、関連団体がそれぞれ役割を担い、 連携して施策の推進を図る必要がある。本計画に関連する施策は多岐にわたることから、 「(仮称) 愛知県自転車活用推進計画に係る連絡調整会議」を設置し、継続的に取り組む。

> (仮称)愛知県 自転車活用推進計画 に係る連絡調整会議

(県の関係各課長により構成)

〇施策の推進状況の共有 〇市町村等の取組み支援

【毎年度の取組み】 各施策の進捗状況等に関する フォローアップを実施 ⇒結果公表

愛知県建設局道路維持課施設整備グループ

TEL: 0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 4 0 Mail: douroiji@pref.aichi.lg.jp

自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策について

1 交通事故等の現状を踏まえた事務局の考え方

現 状

- ・愛知県では、ハード・ソフト両面から自転車の安全利用に関する施策を進めてきた。
- ・自転車の積極的な活用が推進される中、自転車利用者の増加に伴う自転車が関わる交通事故による死者・負傷者の増加が懸念される。
- ・自転車保険等の加入促進及びヘルメットの着用に関する県民意識が高まっている。

対

策

- ・自転車利用者と各主体の責任の明確化が必要
- ・自転車による危険運転を防止するため交通安全教育のより一層の充実が必要
- ・自転車が関わる事故による人的被害を重大化させないための方策が必要 (頭部の保護=乗車用ヘルメット等の着用促進)
- ・自転車が関わる交通事故の被害者を救済するための方策が必要 (自転車保険等の加入促進)

さらなる交通事故死傷者数の減少に向けて 自転車の安全で適正な利用の促進に関する新たな条例の制定が必要

2 自転車の安全で適正な利用の促進に関する新たな条例の論点について

(1) 各主体の責務

自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本理念を定め、県、県民、事業者等の責務を明らかにすること。

(2) 交通安全教育の推進

自転車が関わる交通事故を防止するために、交通ルールの遵守など、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育及び普及啓発活動を推進すること。

(3) 乗車用ヘルメット等の着用促進

自転車が関わる交通事故を重大化させないために、自転車利用者及び自転車利用事業者等への乗車用ヘルメット等の着用を促進すること。

(4) 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

自転車が関わる交通事故の被害者を救済するために、自転車利用者及び自転車利用事業者等への自転車損害賠償責任保険等の加入を促進すること。